



2021年 5月25日

各 位

会 社 名 盟和産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 飯塚 清
(コード番号7284 東証第1部)
問合せ先 総合管理部長 伊藤 明彦
(TEL. 046-223-7611)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月25日開催予定の当社第66回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2021年3月23日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、コーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図るため、2021年6月25日開催予定の当社第66回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とする規定の新設等を行うものであります。
- (3) 自然災害や不測の事故等に備えるとともに、機動的な株主総会運営を図るため、株主総会招集地に関する規定の削除を行うものであります。また、株主総会における議決権の代理行使の取扱いを明確にするため、議決権の代理行使に関する規定の変更を行うものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年6月25日 (金) (予定)
定款変更の効力発生日	2021年6月25日 (金) (予定)

以上

<別紙>

* 下線部は変更部分

現行定款	変更後
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 <条文省略></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 <現行どおり></p>
<p>第2章 株式</p> <p>第5条 <条文省略></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>第7条～第11条 <条文省略></p>	<p>第2章 株式</p> <p>第5条 <現行どおり></p> <p><削除></p> <p>第6条～第10条 <現行どおり></p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 <条文省略></p> <p>(招集地)</p> <p>第13条 当社の株主総会は、本店所在地またはその隣接地で開催する。</p> <p>第14条～第16条 <条文省略></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、代理人をもって議決権を行使することができる。この場合の代理人は、当社の議決権を有する株主に限る。</p> <p>2 <条文省略></p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第11条 <現行どおり></p> <p><削除></p> <p>第12条～第14条 <現行どおり></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、代理人をもって議決権を行使することができる。この場合の代理人は、当社の議決権を有する株主1名に限る。</p> <p>2 <現行どおり></p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 <条文省略></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は9名以内とする。</p> <p><新設></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2～3 <条文省略></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第16条 <現行どおり></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は6名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2～3 <現行どおり></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任</p>

現行定款	変更後
<p>(役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2 取締役会は、その決議により、取締役相談役若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 25 条～第 26 条 <条文省略></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 27 条 取締役会の招集通知は会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</p> <p><新設></p> <p>(取締役会の決議等)</p> <p>第 28 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。</p> <p>2 <条文省略></p>	<p><u>決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 20 条 取締役会は、その決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2 取締役会は、その決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役相談役若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 22 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 23 条～第 24 条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、<u>会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 26 条 取締役会は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議等)</p> <p>第 27 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。</u></p> <p>2 <現行どおり></p>
<p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u> <u>(監査役および監査役会の設置)</u></p> <p>第 29 条 当会社は、<u>監査役および監査役会を置く。</u></p> <p><u>(監査役の数)</u></p> <p>第 30 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。 <u>(監査役の選任)</u></p>	<p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>

現行定款	変更後
<p>第31条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p>	<p><削除></p>
<p>第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u></p>	<p><削除></p>
<p>第33条 <u>監査役会は、その決議により、常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	<p><削除></p>
<p>第34条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	<p><削除></p>
<p>第35条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p><u>(監査役会の招集)</u></p>	<p><削除></p>
<p>第36条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議)</u></p>	<p><削除></p>
<p>第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</u></p>	<p><削除></p>
<p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u> <u>(監査等委員会の設置)</u> 第28条 <u>当会社は、監査等委員会を置く。</u> <u>(常勤の監査等委員)</u> 第29条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更後
<p data-bbox="421 264 528 293"><新設></p> <p data-bbox="421 555 528 584"><新設></p>	<p data-bbox="810 197 1417 226">る。</p> <p data-bbox="810 232 1102 262"><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p data-bbox="810 268 1417 405">第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="871 412 1417 510">2 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</p> <p data-bbox="810 517 1102 546"><u>(監査等委員会の決議)</u></p> <p data-bbox="810 553 1417 689">第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行なう。</p>
<p data-bbox="165 703 603 763">第6章 会計監査人 第38条～第40条 <条文省略></p>	<p data-bbox="810 703 1289 763">第6章 会計監査人 第32条～第34条 <現行どおり></p>
<p data-bbox="165 777 587 837">第7章 計算 第41条 <条文省略></p> <p data-bbox="165 844 379 873"><u>(剰余金の配当)</u></p> <p data-bbox="165 880 783 978">第42条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p>	<p data-bbox="810 777 1289 837">第7章 計算 第35条 <現行どおり></p> <p data-bbox="1066 889 1173 918"><削除></p>
<p data-bbox="165 994 363 1023"><u>(中間配当金)</u></p> <p data-bbox="165 1030 783 1202">第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して中間配当金を支払うことができる。</p> <p data-bbox="421 1247 528 1276"><新設></p> <p data-bbox="421 1464 528 1494"><新設></p> <p data-bbox="165 1682 587 1711">第44条 <条文省略></p>	<p data-bbox="1066 1032 1173 1061"><削除></p> <p data-bbox="810 1211 1193 1240"><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p data-bbox="810 1247 1417 1420">第36条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p data-bbox="810 1426 1134 1456"><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p data-bbox="810 1462 1417 1523">第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p data-bbox="871 1529 1417 1590">2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p data-bbox="871 1597 1417 1657">3 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p data-bbox="810 1682 1246 1711">第38条 <現行どおり></p>
<p data-bbox="421 1720 528 1749"><新設></p>	<p data-bbox="810 1720 868 1749">附則</p>
<p data-bbox="421 1794 528 1823"><新設></p>	<p data-bbox="810 1756 1310 1785"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="810 1792 1417 2002">第1条 当社は、第66回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

以上